

福岡県公報

平成29年9月22日
第3928号

目次

告示 (第599号 - 第603号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) 1
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
 - 漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等 (水産振興課) 2
 - 景観計画の変更 (都市計画課) 4
- ### 公告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
 - 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) 5
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) 6
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) 6
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6

告示

福岡県告示第599号

福岡県青少年健全育成条例 (平成7年福岡県条例第46号) 第16条第1項の規定に基づ

き、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代10月号	雑誌15183-10	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

福岡県告示第600号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 脇田
- 2 区域の所在地 宮若市脇田字湯寺及び字古賀
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
宮若市脇田字古賀	502番	1号
	492番1	9号及び10号
	491番3	11号
	493番	12号
宮若市脇田字湯寺	613番	2号から4号まで

618番1	5号から7号まで
620番	8号

福岡県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	飯塚 大野城線	前	大野城市乙金東三丁目 1217番13先から 大野城市乙金東三丁目 1267番1先まで	32.2 ～ 35.1	58.2
			後	大野城市乙金東三丁目 1217番13先から 大野城市乙金東三丁目 1267番1先まで	28.4 ～ 39.2	

福岡県告示第602号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 公示番号 内区第1号

- (1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式こい養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 八女市黒木町大字大淵字向平

ウ 漁場の区域 次の（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）及び（イ）の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

（イ） 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から右へ9度50分、279メートルの点

（ロ） 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から左へ4度15分、184メートルの点

（ハ） 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から左へ8度25分、196メートルの点

（ニ） 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から右へ6度35分、287メートルの点

基点第1号 八女市矢部村大字矢部字日向神33-7日向神運動公園入口道路東角

基点第2号 八女市黒木町大字大淵12001黒岩トンネル入口南角

(2) 免許予定日 平成30年1月1日

(3) 申請期間 平成29年10月1日から同月31日まで

(4) 地元地区 八女市

(5) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

(6) 存続期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

2 公示番号 内区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第1種区画漁業	すいぜんじのり養殖業	1月1日から12月31日まで
---------	------------	----------------

- イ 漁場の位置 朝倉市屋永6023-2外
- ウ 漁場の区域 基点第3号と基点第4号を結ぶ直線と基点第5号と基点第6号を結ぶ直線の間の黄金川の区域
 - 基点第3号 朝倉市屋永198に接する黄金川の右岸に設置した標識
 - 基点第4号 朝倉市屋永198に接する黄金川の左岸に設置した標識
 - 基点第5号 朝倉市屋永260の黄金川の右岸に設置した標識
 - 基点第6号 朝倉市屋永258の黄金川の左岸に設置した標識

- (2) 免許予定日 平成30年1月1日
- (3) 申請期間 平成29年10月1日から同月31日まで
- (4) 地元地区 朝倉市
- (5) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

- (6) 存続期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

3 公示番号 内区第3号

- (1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	すいぜんじのり養殖業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 朝倉市屋永6023-4外
- ウ 漁場の区域 基点第5号と基点第6号を結ぶ直線と小机橋（朝倉市屋永2716-1及び朝倉市屋永3542-1）の下流端の線との間の黄金川の区域
 - 基点第5号 朝倉市屋永260の黄金川の右岸に設置した標識
 - 基点第6号 朝倉市屋永258の黄金川の左岸に設置した標識

- (2) 免許予定日 平成30年1月1日
- (3) 申請期間 平成29年10月1日から同月31日まで

- (4) 地元地区 朝倉市

- (5) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

- (6) 存続期間 平30年1月1日から平成34年12月31日まで

4 公示番号 内区第4号から第26号まで

- (1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類 第2種区画漁業

イ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

ウ 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	免許の内容たるべき事項			地元地区
	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	
内区第4号	こい養殖業	筑紫野市天拝坂六丁目2-1	水石谷池の全水域	筑紫野市
内区第5号	こい養殖業	筑紫野市天拝坂六丁目2-6	中谷池の全水域	筑紫野市
内区第6号	こい養殖業	筑紫野市天拝坂一丁目5-1	狐谷池の全水域	筑紫野市
内区第7号	こい養殖業	筑紫野市塔原西二丁目555-1外	原口池の全水域	筑紫野市
内区第8号	ふな養殖業	筑紫野市塔原西一丁目957-2	脇田池の全水域	筑紫野市
内区第9号	こい養殖業	筑紫野市岡田93外	岡田池の全水域	筑紫野市
内区第10号	にしきこい養殖業	宗像市村山田1400-1	青木原池の全水域	宗像市及び福津市
内区第11号	にしきこい養殖業	宗像市日の里五丁目2-4	蓮池の全水域	宗像市及び福津市
内区第12号	にしきこい養殖業	古賀市薦野197	鍋谷池の全水域	古賀市及び福津市
内区第13号	にしきこい養殖業	古賀市薦野282	小野池の全水域	古賀市及び福津市
内区第14号	にしきこい養殖業	古賀市薦野345外	山ノ神池の全水域	古賀市及び福津市

内区第15号	こい養殖業	糸島市大字井原2250	整理池の全水域	糸島市
内区第16号	にしきごい養殖業	糸島市大字山北415	新池の全水域	糸島市
内区第17号	にしきごい養殖業	糸島市大字山北289	山北池の全水域	糸島市
内区第18号	にしきごい養殖業	糸島市大字山北259-1	井田池の全水域	糸島市
内区第19号	にしきごい養殖業	福津市本木866-1	一築区池の全水域	福津市
内区第20号	にしきごい養殖業	福津市本木5-1	小越池の全水域	福津市
内区第21号	こい養殖業	宮若市稲光245	宇佐宮溜池の全水域	宮若市
内区第22号	こい養殖業	宮若市稲光264-2	多々良溜池の全水域	宮若市
内区第23号	にしきごい養殖業	宮若市山口4623-1	鳴水池の全水域	宮若市及び福津市
内区第24号	にしきごい養殖業	宮若市山口2076	大谷池の全水域	宮若市及び福津市
内区第25号	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方484-1	大原溜池の全水域	田川郡福智町
内区第26号	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方476	朝倉溜池の全水域	田川郡福智町

(2) 免許予定日 平成30年1月1日

(3) 申請期間 平成29年10月1日から同月31日まで

(4) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

(5) 存続期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

福岡県告示第603号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき策定した次の景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示する。当該景観計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 景観計画の名称
京築広域景観計画
- 2 景観計画を変更した土地の区域
京都郡苅田町鳥越町の一部
- 3 効力の発生する日
平成29年9月22日

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字植木字尾黒119番1、119番2、139番1、140番1、141番1、144番1、145番1及び149番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡須恵町大字旅石825番地の1
ベストアンサー・九州有限会社
取締役社長 武井 秀東

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市伊岐須字広畑395番1、395番7から395番28まで及び395番30
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市仁保232番地7
高栄土地開発株式会社
代表取締役 縄手 鈴枝

公告

解散した清算法人沓尾・長井土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

氏名	住所
丸山 義照	行橋市大字長井235番地
浦松 猛夫	行橋市大字元永649番地1
則松 定市	行橋市大字津留788番地
柴伐 修治	行橋市大字長井217番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
平成29年9月4日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン宗像
(2) 所在地 宗像市田久字鍵分642-1 外
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他26社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他26社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
平成29年9月4日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン大川

(2) 所在地 大川市大字上巻字野口430-1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他25社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他26社

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡岡垣町大字高倉字中縄手653番2、654番1、654番4、657番1、660番3及び660番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

株式会社コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区 戸畑区	平成29年9月11日から 平成29年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測量、撮影、数値地形図）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
飯塚市八木山地区	平成29年8月11日から 平成30年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により遠賀町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月22日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
遠賀町大字広渡・別府地内	平成29年8月31日